

平成30年度「瑞浪市国民保護計画」修正要旨（案）

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、瑞浪市国民保護計画を策定しており、計画では、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するための国、県、市及び関係機関の役割、住民の避難及び救援等の措置などを定めています。

平成29年12月、国民保護計画の作成基準となる、国民の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が変更されましたので、基本方針との整合性を図るため、本市国民保護計画を変更します。

1 基本方針に基づく主な変更点

- (1) 武力攻撃等に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）を整備する旨を追記する。
(新旧対照表P2)
- (2) 安否情報システムを用いて住民の安否情報を県に報告すること、システムが使用できない場合は、必要事項を記録した報告書を電子メールで県に報告することを追記する。
(新旧対照表P3、8)
- (3) NBC攻撃等による武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等を様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的な訓練にできるよう努めることを明記する。
(新旧対照表P3、4)
- (4) 武力攻撃事態等に関する警報内容は、緊急情報ネットワークシステム（Eメール）及びJアラートなどにより受信し、Jアラートと連携している情報手段等により住民に伝達する旨を追記する。
(新旧対照表P5)
- (5) 弾道ミサイル発射時に住民に適切な行動をとることができるよう、Jアラートによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について日頃から周知に努める旨を追記する。
(新旧対照表P8)
- (6) 安定ヨウ素剤の配布に関する事項を、県及び市が策定する地域防災計画に定められた措置に準じて行うことと変更する。
(新旧対照表P9)

2 その他の変更点

- (1) 統計数値に基づき、人口、土地利用面積等を変更する。
(新旧対照表P1、2)
- (2) 警報内容の伝達手段に防災ラジオを追加する。
(新旧対照表P5)